

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(法律番号79)が、段階的に施行され、そのうち「書面交付の原則デジタル化」(「書面交付義務」から「情報の提供等」に抜本的に見直し)に関する金融商品取引法の改正条文は2025年4月1日に施行されました。

併せて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」および日本証券業協会の関連諸規則も改正され、同じ2025年4月1日に施行されました。

この改正に伴い『証券外務員一種対策問題集』を、次のように訂正します。

---

## **【第2章 金融商品取引法】**

### **● p.12【問題17】の問題文を差し替え**

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときには、あらかじめ、顧客に対し、金融商品取引契約に係る事項に係る情報を提供しなければならない。

### **● p.12【問題18】の問題文を差し替え**

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとする時は、あらかじめ、顧客に対して金融商品取引契約に係る事項に係る情報を提供しなければならないが、その提供すべき事項に「手数料等、顧客が支払うべき対価に関する事項」は含まれるが、「金利、通貨の価格変動により損失が生じるおそれ」は含まれない。

### **● p.12【問題19】の問題文を差し替え**

金融商品取引業者等は、当該顧客に対して過去1年以内に同種の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合は、契約締結前の情報の提供等を要しない。

### **● p.13【問題19】**

解説文を削除

### ● p.14【問題27】の問題文を差し替え

特定投資家であっても、契約締結前の情報の提供の省略や損失補填などの行為については、禁止行為となっている。

### ● p.15【問題27】の解説文を差し替え

特定投資家においては、契約締結前の情報の提供については、行為規制の適用除外となっている。損失補填は、特定投資家であっても禁止行為である。

### ● p.25【問題69】に下記の解説文を追加

なお、金融商品取引業者等は、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により顧客から同意を得ていることなど、一定の場合は、当該目論見書の交付に代えて、目論見書の記載事項を電磁的方法により提供することができる。

### ● p.33【問題93】選択肢2の解説文を差し替え

金融商品取引契約が成立したときは、遅滞なく、顧客に対し契約締結時等の情報を提供しなければならない。

## 【第6章 協会定款・諸規則】

### ● p.67【問題8】

解説文の最後に下記文章を追加し、テキスト参照ページを追加。

「なお、注意喚起文書の交付に代えて、電磁的方法により提供できる。」

㊦114

### ● p.67【問題9】

解説文の最後に下記文章を追加し、テキスト参照ページを追加。

「なお、注意喚起文書の交付に代えて、電磁的方法により提供できる。」

㊦114

### ● p.67【問題11】

解説文の最後に下記文章を追加し、テキスト参照ページを追加。

「なお、情報の提供方法には、契約締結前交付書面を交付する方法、又は、当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供等がある。また、確認書の徴求に代えて、電磁的方法により提供を受けることができる。」

㊦24

● **p.69 [問題 18] に下記の解説文を追加**

なお、協会員は、内部者登録カードについて、電磁的記録により作成及び保存することができる。

● **p.71 [問題 30] に下記の解説文を追加**

協会員は、顧客からの保護預り口座設定申込書の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなされる。

● **p.72 [問題 36] の問題文を差し替え**

取引残高報告書を定期的に交付している顧客（電磁的方法により提供している場合も含む）であり、当該取引残高報告書若しくは当該通帳に、照合通知書に記載すべき項目を記載している場合には、照合通知書による報告が免除される。

● **p.75 [問題 40] の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、照合通知書に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。

● **p.74 [問題 42] の問題文を差し替え**

契約締結時等交付書面を交付するときは、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に出向いて、直接手渡すことを原則としている。

● **p.75 [問題 42] の解説文を差し替え**

契約締結時等交付書面による報告については、顧客との直接連絡を確保する

趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送することを原則としている。なお、協会員は、契約締結時等交付書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は契約締結時等交付書面の交付等を行ったものとみなされる。

#### ● p.85【問題80】の解説文を差し替え

各金融商品取引業者が定める様式の外国証券取引口座に関する約款を当該顧客に交付し、当該顧客から約款に基づく取引口座の設定に係る申込みを受けなければならない。当該申込みを受ける際は、申込書を顧客から受け入れる方法又はその他協会員が定める方法がある。なお、約款の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。

#### ● p.85【問題81】の解説文を差し替え

金融商品取引業者は、顧客から新たに外国株券の売買を受託するときには、あらかじめ外国証券取引口座に関する約款を交付（電磁的交付可）し、外国証券取引口座設定に関する申込みを受けなければならない。外国証券取引口座設定に関する確認書の徴求義務はない。

#### ● p.88【問題91】選択肢3の問題文を差し替え

契約締結時等交付書面を交付するときは、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に出向いて、直接手渡すことを原則としている。

#### ● p.89【問題93】選択肢3の解説文を差し替え

契約締結時等交付書面による報告については、顧客との直接連絡を確保する趣旨から、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送することを原則としている。なお、協会員は、契約締結時等交付書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は契約締結時等交付書面の交付等を行ったものとみなされる。

## 【第8章 株式業務】

### ● p.99 [問題3] の解説文の最後に下記文章を追加

なお、電磁的方法により提供を受けることができる。

## 【第10章 投資信託及び投資法人に関する業務】

### ● p.159 [問題65] の解説文の最後に下記文章を追加

投資信託委託会社は、各投資信託財産の決算期末ごとに遅滞なく運用報告書を作成し、受益者に交付（又は電磁的方法による提供）しなければならない。

## 【模擬想定問題 1】

### ● p.297 問20 の選択肢5の解説文の最後に下記文章を追加

なお、電磁的方法により提供を受けることも可能である。

## 【模擬想定問題 2】

### ● p.309 問2 の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告等をする場合は、利益の見込み等について著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させる表示をしてはならない。

### ● p.309 問4 の問題文を差し替え

金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客に対し、契約締結前の情報の提供をしなければならない。

### ● p.328 問2 の参照ページ

㊦25を㊦24に修正

### ● p.328 問4 の解説文を下記に差し替え

なお、商品関連市場デリバティブ取引も金融商品取引法上の有価証券に該当し、契約締結前の情報の提供及び説明義務がある。

● **p.329問17の解説文の最後に下記文章を追加**

注意喚起文書の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供できる。

● **p.329問21の選択肢3の解説文の最後に下記文章を追加**

なお、照合通知書の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供できる。

以上